

報 告 事 項

令 和 6 年 12 月 定 例 会

令和 6 年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
54	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年12月20日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年11月22日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年9月9日午後3時頃

(2) 場所

岡崎市竜美南二丁目地内

(3) 内容

集合住宅駐車場において町内清掃で排出されたごみを収集中のごみ収集車が、駐車場内に進入してきた自動車を回避するため後進した際、駐車場内に設置された相手方所有の汚水ます及び蓋に乗り上げ、当該汚水ます及び蓋が破損した。

2 損害賠償額

190,300円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金190,300円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金190,300円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

